

## 光医工学共同専攻 時間割表（案）

## 【静岡大学授業時間】

- ① 1・2時限：8:40-10:10 ② 3・4時限：10:20-11:50 ③ 5・6時限：12:45-14:15 ④ 7・8時限：14:25-15:55  
 ⑤ 9・10時限：16:05-17:35 ⑥ 11・12時限：17:50-19:20 ⑦ 13・14時限：19:30-21:00

## 【浜松医科大学授業時間】

- ① 1限：8:50-10:20 ② 2限：10:30-12:00 ③ 3限：13:00-14:30 ④ 4限：14:40-16:10  
 ⑤ 5限：16:20-17:50 ⑥ 6限：17:30-19:00 ⑦ 7限：19:10-20:40

曜日	コマ	【1年次 前期】				【1年次 後期】			
		授業科目名	代表教員	開設大学 静岡大 浜医大	教室・備考	授業科目名	代表教員	開設大学 静岡大 浜医大	教室・備考
月	①								
	②								
	③								
	④								
	⑤								
	⑥								
	⑦								
火	①								
	②								
	③								
	④	科学技術英語コミュニケーションⅠ	Mortali	○		科学技術英語コミュニケーションⅡ	Mortali	○	
	⑤								
	⑥	医工学概論B	青木 外	○		ナノエレクトロニクス	猪川 外	○	
	⑦					生体計測・情報システム	庭山 外	○	
水	①								
	②								
	③								
	④								
	⑤								
	⑥	先端基礎医学特論	福田 外	○		生体構造・機能解析	浦野 外	○	
	⑦								
木	①								
	②								
	③								
	④								
	⑤								
	⑥					ナノフォトニクス	川田 外	○	
	⑦					イメージングデバイス	川人 外	○	
金	①								
	②								
	③								
	④								
	⑤								
	⑥	医工学概論A	浦野 外	○					
	⑦	医療研究概論	渡邊 外	○					
集中講義 その他	光子・電子のナノサイエンスと応用	井上 外	○	集中		光医工学特別演習	各指導教員	○ ○	不定期

## 光医工学共同専攻 時間割表（案）

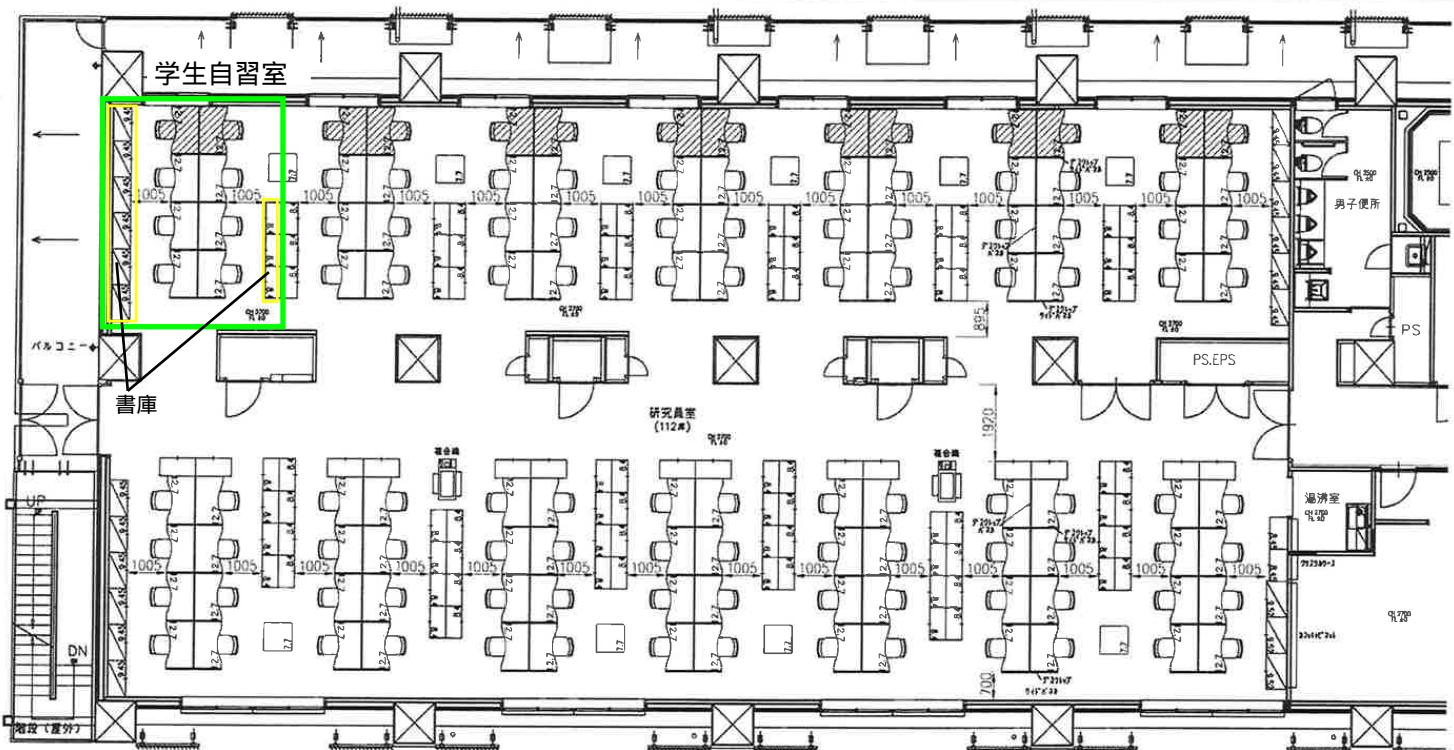
**【静岡大学授業時間】**

① 1・2時限：8:40-10:10 ② 3・4時限：10:20-11:50 ③ 5・6時限：12:45-14:15 ④ 7・8時限：14:25-15:55  
 ⑤ 9・10時限：16:05-17:35 ⑥ 11・12時限：17:50-19:20 ⑦ 13・14時限：19:30-21:00

**【浜松医科大学授業時間】**

① 1限：8:50-10:20 ② 2限：10:30-12:00 ③ 3限：13:00-14:30 ④ 4限：14:40-16:10  
 ⑤ 5限：16:20-17:50 ⑥ 6限：17:30-19:00 ⑦ 7限：19:10-20:40

曜日	コマ	【2年次 前期】				【2年次 後期】			
		授業科目名	代表教員	開設大学 静岡大 浜医大	教室・備考	授業科目名	代表教員	開設大学 静岡大 浜医大	教室・備考
月	①								
	②								
	③								
	④								
	⑤								
	⑥								
	⑦								
火	①								
	②								
	③								
	④								
	⑤								
	⑥	イメージングシステム	青木 外	○					
	⑦								
水	①								
	②								
	③								
	④								
	⑤								
	⑥	病態・疾病学	岩下 外	○		医薬品・医療機器開発概論	間賀田 外	○	
	⑦					医療・生物統計学	谷 外	○	
木	①								
	②								
	③								
	④								
	⑤								
	⑥								
	⑦								
金	①								
	②								
	③								
	④								
	⑤								
	⑥					メディカルデバイスデザイン	中村 外	○	
	⑦								
集中講義 その他	科学技術文書表現法	渡邊	○	集中		医工学知的財産・起業論	青木 外	○	集中
	メディカル生体情報処理学	星 外		○ 集中					
	研究インターンシップ	各指導教員	○ ○	不定期					
光医工学特別研究（2年次から3年次までの通年）							各指導教員	○ ○	不定期



光創起イノベーション研究拠点棟 5 階

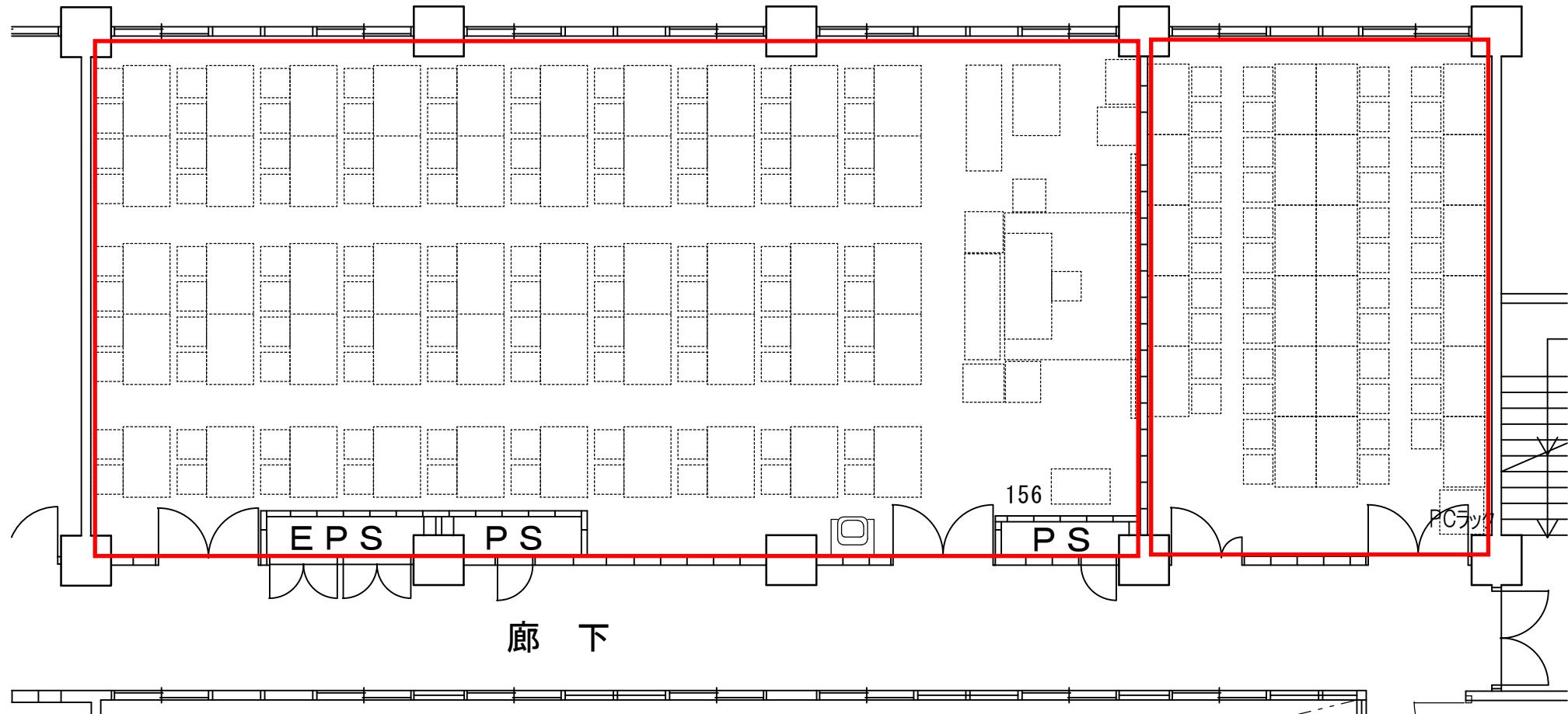


313

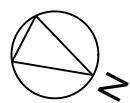
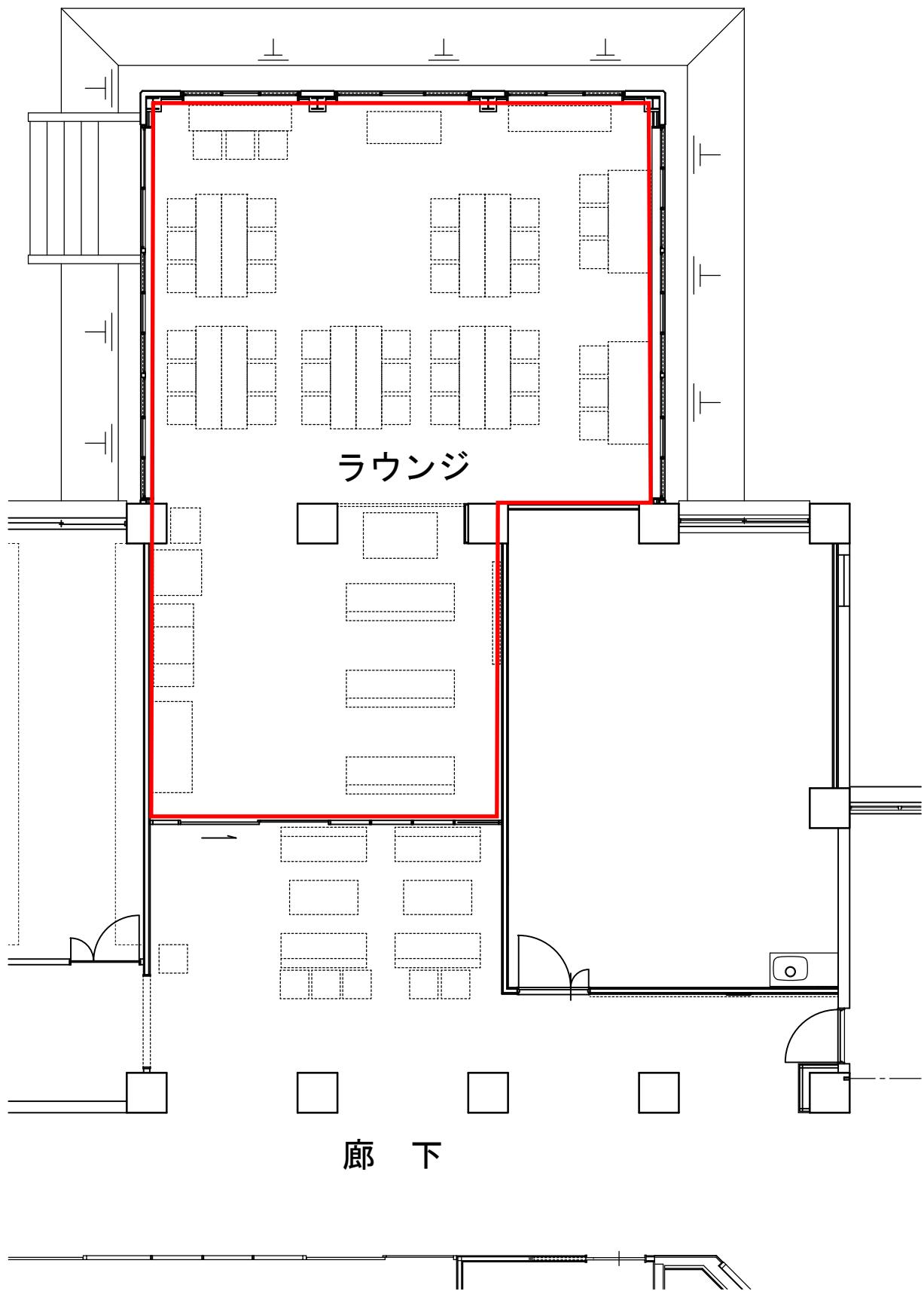
情報処理実習室 2  
(計45名)

312

情報処理実習室 1  
(計90名)



看護学科棟 3 階 S=1/100



講義実習棟 1 階 S=1/100

## 既存学部・研究科との関係図

静岡大学

資料12

### ■学部

		入学定員
情報学部	情報科学科	100
	情報社会学科	75
	行動情報学科	70
理学部	数学科	38
	物理学科	48
	化学科	52
	生物科学科	52
	地球科学科	50
工学部	機械工学科	168
	電気電子工学科	110
	電子物質科学科	110
	化学バイオ工学科	112
	数理システム工学科	50
農学部	生物資源科学科	115
	応用生命科学科	70

### ■修士課程

		入学定員
情報学専攻	情報学コース	60
	数学コース 物理学コース 化学コース 生物科学コース 地球科学コース	70
総合科学技術研究科	機械工学コース 電気電子工学コース 電子物質科学コース 化学バイオ工学コース 数理システム工学コース 事業開発マネジメントコース	262
	共生バイオサイエンスコース 応用生物化学コース 環境森林科学コース 農業ビジネス起業人育成コース	87

### ■博士課程

		入学定員
自然科学研究教育部	ナノビジョン工学専攻	10
	光・ナノ物質機能専攻	9
	情報科学専攻	11
	環境・エネルギー・システム専攻	7
	バイオサイエンス専攻	8
光医工学研究科	光医工学共同専攻	5

## 既存学部・研究科との関係図

浜松医科大学

### ■学部

		入学定員
医学部	医学科 (修業年限: 6 年)	115
	看護学科 (修業年限: 4 年)	60

### ■修士課程

		入学定員
医学系研究科	看護学専攻 ・修士論文コース ・高度看護実践コース ・助産師養成コース (標準修業年限: 2 年)	16

### ■博士課程

		入学定員
医学系研究科	医学専攻 (標準修業年限: 4 年)	30
	光医工学共同専攻 (標準修業年限: 3 年)	3

## 静岡大学と浜松医科大学の光医工学共同専攻協議会規程（案）

## (目的)

第1条 この規程は、静岡大学大学院規則（昭和39年4月27日）第5条及び浜松医科大学学則（平成16年4月1日）第5条第3項に定める光医工学共同専攻（以下「共同専攻」という。）に係る教育、研究等に関する事項を協議し、円滑な管理運営を行うため設置する光医工学共同専攻協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定める。

## (協議会)

第2条 協議会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

- (1) 静岡大学及び浜松医科大学（以下「構成大学」という。）の共同専攻を担当する専任教員
- (2) 構成大学の共同専攻を置く研究科の研究科長が特に必要と認めた者 若干名
- 2 協議会に議長を置き、協議会の業務を掌理する。
- 3 議長は、協議会を招集し、その議長となる。
- 4 議長の任期は、1年とし、委員の互選により選出し、構成大学間で隔年交代とする。
- 5 協議会に副議長を置き、副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるときは、その職務を代行する。
- 6 副議長の任期は、1年とし、議長が所属する大学と異なる大学の委員のうちから委員の互選により選出する。

## (協議事項)

第3条 協議会は、共同専攻に係る次の各号に掲げる事項を協議する。

- (1) 構成大学において開設する授業科目及びこれに係る教員の配置などカリキュラムの編成及び実施に関する基本的事項
- (2) 研究指導教員の選定に関する事項
- (3) 入学者選抜の方針及び実施計画に関する事項
- (4) 学生の身分取扱及び厚生補導に関する事項
- (5) 成績評価の方針に関する事項
- (6) 学位審査委員会の設置に関する事項
- (7) 学位の授与及び課程修了の認定に関する事項
- (8) 教育研究活動等の状況の評価に関する事項
- (9) 予算に関する事項
- (10) 広報に関する事項
- (11) 自己点検・評価に関する事項
- (12) F D・S D推進に関する事項
- (13) 共同専攻の設置に関する協定書の改正及び廃止並びに運用に関する事項
- (14) その他構成大学が必要と認めた事項

2 協議内容は、構成大学の教授会に報告し、必要に応じて承認を得るものとする。

(専門委員会)

第4条 協議会の円滑な運営を図るため、協議会の下に次の各号に掲げる専門委員会を置く。

- (1) 運営委員会
- (2) 入試委員会
- (3) 学位審査委員会
- (4) その他協議会が必要と認めた委員会

2 専門委員会に関する事項は、別に定める。

(議事及び運営)

第5条 協議会は、構成委員の3分の2以上の出席をもって成立する。ただし、次の各号に掲げる者は、構成委員総数に算入しない。

- (1) 休職又は停職中の者
- (2) 育児休業中の者
- (3) 30日以上にわたる連續した休暇を取得中の者

2 協議会の議事は、出席委員の過半数の賛成をもって決し、可否同数の場合は議長が決する。ただし、協議会が特に重要と認めた事項については、出席委員の3分の2以上の賛成により決する。

3 協議会が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

4 この規程に定めるもののほか、協議会の議事及び運営について必要な事項は、協議会が定める。

(事務局)

第6条 この規程に定める事務を取り扱うために事務局を置く。

2 事務局は、静岡大学浜松キャンパス事務部及び浜松医科大学事務局が担当する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

## 静岡大学評価規則

### (趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人静岡大学学則(昭和24年12月21日制定。以下「学則」という。)第2条及び静岡大学大学院規則(昭和39年4月27日制定)第2条の規定に基づき、静岡大学(以下「本学」という。)が定める中期目標、中期計画及び年度計画に即して行われる教育、研究、管理運営及び社会貢献等の活動の点検及び評価に関し、必要な事項を定める。

### (定義)

第2条 この規則において、「部局」とは、学部、地域創造学環、研究科(静岡大学大学院規則第3条に定める研究科をいう。以下同じ。)、創造科学技術大学院、電子工学研究所、グリーン科学技術研究所、学内共同教育研究施設、イノベーション社会連携推進機構、安全衛生センター、男女共同参画推進室、附属図書館、事務局、技術部、保健センター及びグローバル企画推進室をいう。

### (評価会議の設置)

第3条 本学に、学則第21条第7項の規定に基づき、静岡大学評価会議(以下「評価会議」という。)を置く。

### (任務)

第4条 評価会議は、次の各号に掲げる事項の実施に当たる。

- (1) 国立大学法人評価委員会が行う業務の実績評価に関すること。
- (2) 大学改革支援・学位授与機構が行う教育研究活動の状況評価に関すること。
- (3) 認証評価機関が行う評価に関すること。
- (4) 外部評価に関すること。
- (5) 学生及び卒業生による評価に関すること。
- (6) 卒業生及び修了生に対する雇用主による評価に関すること。
- (7) 教員の個人評価に関すること。
- (8) 評価結果の公表に関すること。
- (9) 評価結果に基づく改善に関すること。
- (10) 評価の指針、システムの見直しに関すること。
- (11) その他評価に関し必要なこと。

### (組織)

第5条 評価会議は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学長が指名した副学長 1人
- (2) 学長が指名した評議員 2人
- (3) 学長が、部局の長と協議の上、指名した教員 10人

2 前項各号に掲げる委員のほか、学長は、部局の長と協議の上、必要と認めた者を委員とすることができます。

### (議長)

第6条 評価会議に、議長を置き、前条第1項第1号に定める委員をもって充てる。

2 議長は、評価会議の業務を統括する。

3 議長に事故あるときは、議長があらかじめ指名する委員が、その職務を代行する。

(委員の任期)

第7条 第5条第1項第3号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 第5条第2項の委員の任期は、評価会議が別に定める。

(会議)

第8条 会議は、委員の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。

2 議事は出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門委員会)

第9条 評価会議に、必要に応じ、専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会に関し、必要な事項は、評価会議が別に定める。

(部局の評価組織と任務)

第10条 部局に、評価組織を置く。

2 学部及び同学部を基礎として設置された研究科（総合科学技術研究科にあっては専攻）が適切と認めるときは、それらを一の部局として取り扱うことができる。

3 評価組織の名称、構成員及び任期等については、当該部局が別に定める。

4 評価組織は、第4条第1号から第7号及び第9号に掲げる事項のうち、当該部局に関する業務を行う。

(評価連絡会議)

第11条 評価会議と部局の評価組織との連絡・調整のため、静岡大学評価連絡会議（以下「評価連絡会議」という。）を置く。

2 評価連絡会議は、評価会議委員及び部局の評価組織の代表者により構成する。

3 評価連絡会議の議長は、評価会議議長をもって充てる。

(外部評価)

第12条 外部評価の評価項目及び実施時期等に関し、必要な事項は、別に定める。

(教員の個人評価)

第13条 教員の個人評価に関し、必要な事項は、別に定める。

(庶務)

第14条 評価会議の庶務は、企画部企画課において処理する。

(補則)

第15条 この規則に定めるもののほか、評価に関し、必要な事項は、評価会議が別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

< この間の附則（略）>

附 則(平成28年4月27日規則第11号)

この規則は、平成28年4月27日から施行する。

## ○国立大学法人浜松医科大学自己評価規則

(平成 18 年 3 月 9 日規則第 2 号)

改正平成 27 年 2 月 12 日規則第 2 号

### (趣旨)

第 1 条 この規則は、国立大学法人浜松医科大学(以下「本法人」という。)の教育、研究、診療及び社会貢献の質的向上を図り、本法人の目的及び社会的使命を達成し、大学運営全般の改善に資するため自ら行う点検・評価等(以下「自己評価」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (実施組織等)

第 2 条 自己評価の企画・立案及び実施に関する事務は、評価を担当する理事(以下「担当理事」という。)が総括する。

- 2 担当理事は、自己評価に関する事務を、他の理事、副学長等に分担させることができる。
- 3 自己評価に必要な資料・データの収集、保管、分析及び本法人の職員以外の者による検証(以下「第三者評価」という。)等の自己評価全般に係る実務は、調査・労務企画室において行う。

### (自己評価の原則)

第 3 条 自己評価の原則は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 中期計画、年度計画の実施状況等を評価するものであること。
- (2) 教育研究活動等の質を保証し、活性化を図る評価であること。
- (3) 社会に対し、教育研究活動等の状況を説明できる評価であること。
- (4) 認証評価機関等による評価の方法を考慮した効率的な評価であること。

### (自己評価の領域等)

第 4 条 自己評価の領域は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 教育
- (2) 研究
- (3) 診療
- (4) 社会貢献
- (5) 組織及び管理運営
- (6) 施設及び設備

- 2 自己評価の対象は全学、個別(部局等)及び個人とする。
- 3 自己評価の実施に際し、領域及び対象並びに自己評価項目は、担当理事が教育研究評議会で審議し決定する。

### (報告書の作成等)

第 5 条 担当理事は、自己評価の結果を取りまとめた報告書を作成し、学長に報告するものとする。

(検証)

第6条 自己評価の結果については、第三者評価を受けることを原則とする。

(自己評価結果の公表等)

第7条 学長は、自己評価の結果を、原則として公表するものとする。ただし、

第4条第2項に掲げる個人を対象とした評価結果は、公表しない。

(自己評価結果の対応)

第8条 学長は、自己評価の結果及び第三者評価の結果により、改善が必要と

認められるものについては、その改善に努めなければならない。

附 則

この規則は、平成18年3月9日から施行する。

附 則(平成27年2月12日規則第2号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

## 浜松を光の尖端都市に～浜松光宣言 2013

2013年6月11日

国立大学法人 静岡大学  
学長 伊東 幸宏（いとう ゆきひろ）

国立大学法人 浜松医科大学  
学長 中村 達（なかむら さとし）

学校法人 光産業創成大学院大学  
学長 加藤 義章（かとう よしあき）

浜松ホトニクス株式会社  
代表取締役社長 畫馬 明（ひるま あきら）

国立大学法人 静岡大学（静岡市駿河区）、国立大学法人 浜松医科大学（浜松市東区）、学校法人 光産業創成大学院大学（浜松市西区）、浜松ホトニクス株式会社（浜松市中区）は、本日、浜松を光の尖端都市にするための浜松光宣言に調印しました。

### <4 機関代表者の抱負>

静岡大学 学長 伊東 幸宏

静岡大学は、テレビジョンの父高柳健次郎を祖とする電子工学研究所において、我が国で唯一、イメージングデバイス及びイメージングデバイスに特化した光・電子技術の研究を行っている。本学はこの特色を活かして、「時空を超えて光を自由に操る」ことを目標に常識を超えた空間分解能・時間分解能を実現する光技術と光の波長・位相・強度を自由に操ることができると技術の確立を目指す。

本学は地域社会とともに歩み、社会が直面する諸問題に真剣に取り組み、文化と科学の発信基地として、社会に貢献していくことを使命の一つとしている。「光研究」を通じ豊かな生活環境を構築し、社会や人との関わりを楽しみ健やかな生活を送ることができる社会の実現に貢献するとともに、地元浜松を我が国の、ひいては世界の「光の尖端都市 HAMAMATSU」へと創造する役割の一端を担いたいと考えている。

浜松医科大学 学長 中村 達

浜松医科大学は、建学の理念として、「第1に優れた臨床医と独創力に富む研究者を養成し、第2に独創的研究並びに新しい医療技術の開発を推進し、第3に患者第一主義の診療を実践して地域医療の中核的役割を果たし、以て人類の健康と福祉に貢献すること」を掲げている。

開学以来、診療と研究いずれにおいても、光で医学に貢献し光技術を医学に活用すること

に取り組み、1991年には浜松ホトニクス社の寄附講座を前身とする、世界でも珍しい「光を使った医学の研究を行う『光量子医学研究センター』」を設立した。その後、光量子医学研究センターと分子イメージング先端研究センターを発展的に統合して『メディカルフォトニクス研究センター』を発足させた。

現在、本学は同センターを中心として、国内外の大学・企業と共同で研究を行い、世界にキラリと光る大学として存在している。無限の可能性を持つ光の重要な応用対象は医学・健康関連科学・生物学であり、本学は、今後もそれらの領域におけるけん引役として「光の尖端都市 HAMAMATSU」の発展に貢献していきたい。

#### **光産業創成大学院大学 学長 加藤 義章**

光産業創成大学院大学は、『光を用いて未知未踏の新しい産業を創成しうる人材を養成する』ことを建学の精神として、技術と経営が互いに連携・融合する教育により、創造性と起業家精神にあふれる新時代の起業家・事業家の育成に取り組んでいる。

光科学・技術が世界的に生活・医療・環境・エネルギー産業に与えるインパクトは益々大きくなり、光産業創成への本格的な取り組みが多くの国で開始されている。

この浜松光宣言の趣旨は、『生命の惑星地球、そこに生存する人類とその文明の健全な未來の構築、及び我が国の尊厳と国民の幸福、活性度の高い国づくりに“光”をもって寄与せん』とする、初代理事長 畫馬輝夫の本学設立にかけた強い想いと合致する。本学は、浜松を始め国内外の多くの機関や研究者と連携し、「光の尖端都市 HAMAMATSU」実現に取り組んでいきたい。

#### **浜松ホトニクス株式会社 代表取締役社長 畫馬 明**

浜松ホトニクスには、25年以上前から光研究拠点の考えがあった。25年前には、世界の知と連携して脳・精神科学の国際会議を始め、現在も継続している。その2年後に、浜北リサーチパーク内に中央研究所をつくり、国内外の世界トップレベルの大学や研究所と、数多くの光に関する共同研究、研究交流を進めてきた。

また、当社は、世界シェア90%以上の光電子増倍管や物理・宇宙観測で使われる学術用光半導体素子など、光電変換技術を進化させた特殊な光デバイスで世界をリードする企業と自負している。世界には、当社の光デバイスによって応用された新しい製品、新しい事業、新しい産業が生まれ、世界で大きな市場となっている。

当社にとって、浜松を光の尖端都市にするのは長年の夢であり、世界的な光技術の当社が浜松に本社を置くことで、光の産業応用が進めやすい環境が整っている。『光の尖端都市 HAMAMATSU』を実現するために、当社は、さらに光の未知未踏を追求し、新しいデバイスの開発に取り組み、各機関と連携して新しい応用を見つけ、新しい産業の創成に尽力したい。

# 浜松を『光の尖端都市』に ~浜松光宣言 2013

## 光科学と光産業

21世紀を通じて、光科学は発展し光産業は拡大し、人類にとって光がさらに重要な役割を担う「光の時代」に到達するだろう。

光には無限の可能性がある。そして、人類はまだ、そのほんの一部しか利用していない。

光の本質を解明すること、そして光を自在に操ること——人類のやむことなき挑戦は続く。そしてこの挑戦こそ、光科学と光産業を共に発展させる駆動力である。

## 光科学と光産業と浜松

1926年、浜松の地にテレビジョンが生まれた。

20世紀の電子産業の興隆を導き、21世紀の光産業の先駆けとなった偉業である。

浜松にはその技術を継承した光産業が興り、光科学の研究が続けられ、社会の進展に大きな役割を果たした。

光に限界がないのなら、光の産業応用はまだまだ広がり人類の幸福に対しても、さらなる貢献をなしうるはずだ。

そうであるなら、テレビジョンが生まれて100年になろうとする今このとき、浜松には何ができるか？

## 光の尖端都市HAMAMATSUに

浜松は、日本の政治の中心でも経済の中心でもない普通の地方都市である。

それでも、世界は「浜松/HAMAMATSU」を知っている。注目している。なぜか？

光の産業応用に無限の可能性を見い出し、光技術の極限に挑みつづける人々がいるからだ。

光を用いた研究や開発に多くの成果を挙げているさまざまな機関があるからだ。

だが、多くの問題をかかえる地球には人類には、「光」がもっと役立つはずであり、役立てなければならない。

われわれは、そのために、「浜松/HAMAMATSU」に「新たな使命」を与え、実現したい。

—世界の俊英が、一度はそこで学び、研究・開発をしたいと思う「光の尖端都市  
HAMAMATSU」に

—世界に役立つ新しい光科学、新しい光産業を創造する「光の尖端都市HAMAMATSU」に  
そこでは、光を識り、光を使うことが究められる。

そこでは、世界トップレベルの光の基礎/応用研究が行われる。

そこでは、世界が望む光製品/光技術が開発される。

そこでは、世界から、光の本質を解明し、光を自在に操ろうとする学生/研究者/  
医学者/技術者/市民/起業家/企業/大学/研究機関が集い、刺激しあう。

そこでは、これから光応用産業発展の主役であるベンチャー企業や中小企業が  
活発に活動する。

そこでは、光の面白さ、光の無限の可能性を若い世代に向け、発信し、教育がな  
される。

われわれ、国立大学法人 静岡大学、国立大学法人 浜松医科大学、学校法人 光産業創成大  
学院大学、浜松ホトニクス株式会社は、「光の尖端都市HAMAMATSU」を創造していくため  
に行なえることすべてに、密接に連携して取り組んでいくものである。

2013年6月11日

### <今後の活動方針>

- ・ 本「宣言」に謳う「光の尖端都市HAMAMATSU」の実現を図る。
- ・ この実現にあたり、主体的に積極的な活動を行う。
- ・ 「光の尖端都市HAMAMATSU」は、光の最先端の研究をめざし、世界と交流する。
- ・ 「光の尖端都市HAMAMATSU」は、光の産業化を恒に意識する。
- ・ 「光の尖端都市HAMAMATSU」は、ベンチャー企業等の迅速な動きに対応する支援を行う。
- ・ 「光の尖端都市HAMAMATSU」は、国や県市の施策との連動を図り、我が国の基礎研究/  
応用研究の進展、産業競争力の強化に貢献する。

以上

この件に関するお問い合わせ先

国立大学法人 静岡大学

副学長 イノベーション社会連携推進機構 木村雅和

TEL 053-478-1704

電子工学研究所 所長 三村 秀典

本部企画部長 大内 あづさ

TEL 054-238-6350

国立大学法人 浜松医科大学

産学官共同研究センター センター長 メディカルフォトニクス研究センター

応用光医学研究部門 イノベーション光医学研究室 教授 山本 清二

TEL 053-435-2391

副学長（研究・社会貢献担当） 萩島 伸生

研究協力課長 大森 達郎

TEL 053-435-2082

学校法人 光産業創成大学院大学及び浜松ホトニクス株式会社

広報室 海野 賢二

TEL 053-452-2141 携帯電話 090-4080-3501